

## 助成金一覧

助成金名	対象者	助成額	取扱機関
<b>人を雇い入れたとき</b>			
特定求職者雇用開発助成金 (長期不安定雇用者雇用開発コース)	いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃した等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を正規雇用労働者として雇入れた事業主	対象労働者1人あたり 中小企業:60万円 大企業:50万円 (6ヶ月後、1年後に分割支給)	都道府県労働局 ハローワーク
特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)	自治体からハローワークに対し支援要請のあった生活保護受給者や生活困窮者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主	対象労働者1人あたり 中小企業:40～60万円 大企業:30～50万円 (6ヶ月後、1年後に分割支給)	都道府県労働局 ハローワーク
特定求職者雇用開発助成金 (三年以内既卒者等採用定着コース)	学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主	【既卒者等コース】 中小企業:1人目50～70万円 (定着期間1～3年) 大企業:1人目35万円 (定着期間1年) 【高校中退者コース】 中小企業:1人目60～80万円 (定着期間1～3年) 大企業:1人目40万円 (定着期間1年)	都道府県労働局 ハローワーク
生涯現役起業支援助成金	中高年齢者(40歳以上)の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる中高年齢者(60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上)を雇入れた事業主	【起業者が高年齢者(60歳以上の方)の場合】 募集・採用・教育訓練に関する費用の2/3(上限200万円) 【起業者が上記以外(40～59歳以上の方)の場合】 募集・採用・教育訓練に関する費用の1/2(上限150万円)	都道府県労働局 ハローワーク
トライアル雇用奨励金 (一般トライアルコース)	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した事業主	対象労働者1人あたり月額最大4万円(対象期間:最長3ヶ月)	都道府県労働局 ハローワーク
トライアル雇用奨励金 (若年・女性建設労働者トライアルコース)	若年者(35歳未満)又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、一般トライアルコース又は障害者トライアルコースの支給を受けた中小建設事業主	対象労働者1人あたり月額最大4万円(対象期間:最長3ヶ月)	都道府県労働局 ハローワーク
特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	高年齢者、障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主	対象労働者1人あたり30～240万円(対象期間:1年～2年間)	都道府県労働局 ハローワーク
特定求職者雇用開発助成金 (被災者雇用開発コース)	東日本大震災による被災離職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主	対象労働者1人あたり 中小企業:40～60万円 大企業:30～50万円 (6ヶ月後、1年後に分割支給)	都道府県労働局 ハローワーク
<b>非正規労働者のキャリアアップ・処遇改善に取り組むとき</b>			
キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	キャリアアップ計画の認定を受けた事業主であり、正規雇用等に転換または直接雇用する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した事業主	【有期→正規】 1人あたり42.75～72万円 【有期→無期】 1人あたり21.375～36万円 【無期→正規】 1人あたり21.375～36万円	都道府県労働局 ハローワーク

## 助成金一覧

助成金名	対象者	助成額	取扱機関
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	キャリアアップ計画の認定を受けた事業主であり、有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定し、昇給を図った事業主	1～3人: 3.325～12万円 4～6人: 7.125～24万円 7～10人: 9.5～36万円 11人～100人: 1人あたり0.95～3.6万円	都道府県労働局 ハローワーク
キャリアアップ助成金 (健康診断制度コース)	キャリアアップ計画の認定を受けた事業主であり、有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定・実施した事業主	28.5～38万円	都道府県労働局 ハローワーク
キャリアアップ助成金 (賃金規定等共通化コース)	キャリアアップ計画の認定を受けた事業主であり、有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主	42.75～72万円	都道府県労働局 ハローワーク
キャリアアップ助成金 (諸手当制度共通化コース)	キャリアアップ計画の認定を受けた事業主であり、有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した事業主	28.5～48万円	都道府県労働局 ハローワーク
キャリアアップ助成金 (選択的適用拡大導入時処遇改善コース)	キャリアアップ計画の認定を受けた事業主であり、500人以下の企業で短時間労働者の社会保険の適用拡大を導入する際、有期契約労働者等の賃金引上げを実施した事業主	1人あたり 3%以上: 1.425～2.4万円 5%以上: 2.85～4.8万円 7%以上: 3.325～6万円 10%以上: 5.7～9.6万円 14%以上: 7.125～12万円	都道府県労働局 ハローワーク
キャリアアップ助成金 (短時間労働者時間延長コース)	キャリアアップ計画の認定を受けた事業主であり、短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用した事業主	1人あたり2.85～24万円	都道府県労働局 ハローワーク

### 雇用機会の増大が必要な地域で人を雇い入れたとき

地域雇用開発奨励金 (地域雇用開発コース)	雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域において、事業所を設置・整備し、それに伴い地域内に居住する求職者等を雇い入れた事業主	設置調整費用、対象労働者の数に応じて1年ごとに48～960万円を3回 (創業の場合、1回目に支給額の1/2を上乗せ)	都道府県労働局
--------------------------	---	---	---------

### 雇用の維持を図るとき

両立支援等助成金 (出産時両立支援コース)	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者にその養育する子の出産後8週間以内に開始する育児休業を利用させた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させて事業主	【男性労働者の育児休業】 最初の支援対象者28.5～72万円 2人目以降14.25～18万円 【育児目的休暇】 14.25～36万円	都道府県労働局
両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	「介護離職を防止するための両立支援対応モデル」に基づき職場環境整備に取り組み、介護に直面する労働者が介護休業を取得した、又は介護のための勤務制限制度を利用した事業主	【介護休業】 38～72万円 【介護のための勤務制限制度の利用】 19～36万円	都道府県労働局

## 助成金一覧

助成金名	対象者	助成額	取扱機関
両立支援助成金 (育児休業等支援コース)	育児復帰プランナーの支援を受け、育児復帰支援プランに基づく措置を実施し育児休業を取得させ、対象労働者を職場復帰させた事業主	【取得時】 28.5～36万円 【復帰時】 28.5～36万円 【代替要員確保時】 47.5～60万円 【職場復帰後支援】 導入時:28.5～36万円 利用時支援もあり	都道府県労働局
雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主	休業は1日1人あたり休業手当相当額の1/2～2/3 教育訓練は1日1人1,200円加算	都道府県労働局 ハローワーク

### 高齢者を活用するとき

特定求職者雇用開発助成金 (生涯現役コース)	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主	1週間の所定労働時間30時間以上は60～70万円 20時間以上30時間未満は40～50万円	ハローワーク 都道府県労働局
65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)	65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主の措置を実施した事業主	【65歳への定年引上げ】 10～150万円 【66歳以上への定年引上げ】 15～160万円 【定年の定めの廃止】 20～160万円 【希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入】 ・66歳～99歳 5～80万円 ・70歳以上 10～100万円	高齢・障害・求職者雇用支援機構
65歳超雇用推進助成金 (高年齢者雇用環境整備支援コース)	高年齢者の雇用環境整備の措置を実施した事業主	支給対象費用の45～75%(上限1,000万円) (60歳以上雇用保険被保険者1人あたり上限28.5～36万円)	高齢・障害・求職者雇用支援機構
65歳超雇用推進助成金 (高年齢者無期雇用転換コース)	50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主	対象労働者1人あたり38～60万円	高齢・障害・求職者雇用支援機構

### 障害者を活用するとき

障害者雇用安定奨励金 (障害や傷病治療と仕事の両立支援制度助成コース)	労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入した事業主	20～30万円	都道府県労働局 ハローワーク
トライアル雇用奨励金 (障害者トライアルコース)	ハローワーク等の紹介により、障害者に対し一定期間試行雇用した事業主	【精神障害者の場合】 対象労働者1人あたり月額最大8万円 (対象期間:最長6ヶ月) 【上記以外の場合】 対象労働者1人あたり月額最大4万円 (対象期間:最長3ヶ月)	都道府県労働局 ハローワーク

## 助成金一覧

助成金名	対象者	助成額	取扱機関
トライアル雇用奨励金 (障害者短時間トライアルコース)	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3ヶ月から12ヶ月の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行雇用した事業主	対象労働者1人あたり月額最大4万円 (対象期間:最長12ヶ月)	都道府県労働局 ハローワーク
特定求職者雇用開発助成金 (障害者初回雇用コース)	障害者雇用の経験のない中小企業(45.5~300人規模)において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成した事業主	対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円	都道府県労働局 ハローワーク
特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主	1週間の所定労働時間30時間以上は50~120万円 20時間以上30時間未満は30~80万円 (6ヶ月後、1年後、1年6ヶ月後に分割支給)	都道府県労働局 ハローワーク
特定求職者雇用開発助成金 (中小企業障害者多数雇用施設設置等コース)	障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を新規に5人、その後10人以上継続雇用し、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした中小企業事業主	対象者労働者数と施設整備に要した費用に応じて、総額1,000~3,000万円(3年間)	都道府県労働局 ハローワーク
障害者雇用安定奨励金 (障害者職場定着支援コース)	障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じた事業主	【柔軟な時間管理・休暇取得】 1人あたり6~8万円 【短時間労働者の勤務時間延長】 1人あたり15~54万円 【正規・無期転換】 1人あたり33~120万円 【職場支援員の配置】 1人あたり月額1.5~4万円 【職場復帰支援】 1人あたり月額4.5~6万円 【社内理解の促進】 講習費用に応じて2~12万円	都道府県労働局 ハローワーク
障害者作業施設設置等助成金	雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の特性によ就労上課題を克服作業施設等の設置・整備を行った事業主	対象費用の2/3	高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者福祉施設設置等助成金	継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行った事業を行う事業を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体	対象費用の1/3	高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者介助等助成金	雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主	【職場介助者等の配置または委嘱】 対象費用の3/4 【職場介助者等の配置または委嘱の継続措置】 対象費用の2/3 【手話通訳担当者の委嘱】 対象費用の3/4	高齢・障害・求職者雇用支援機構

## 助成金一覧

助成金名	対象者	助成額	取扱機関
障害者雇用安定奨励金 (障害者職場適応援助コース)	職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施した事業主	【職場適応援助者による支援】 ①訪問型職場適応援助者 援助時間により 8,000円もしくは16,000円 ②企業在籍型職場適応援助者 対象労働者1人あたり 月額3～12万円 【職場適応援助者養成研修】 援助者研修受講料の1/2	都道府県労働局
重度障害者等通勤対策助成金	雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主	対象費用の3/4	高齢・障害・求職者雇用支援機構
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	対象障害者を多数雇用(10人以上)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行った事業主	対象費用の2/3(特例の場合3/4)	高齢・障害・求職者雇用支援機構
人材開発支援助成金 (障害者職業能力開発コース)	障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主	【施設設置費】 対象費用の3/4 【運営費】 1人あたりの運営費の3/4～4/5	都道府県労働局

### 再就職を支援したとき

労働移動支援助成金 (中途採用拡大コース)	中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大(中途採用率を向上させること、又は、45歳以上の方を初めて中途採用すること)を図り、生産性を向上させた事業主	【中途採用率の向上】 50万円 【45歳以上の方を初めて中途採用】 60万円	都道府県労働局 ハローワーク
労働移動支援助成金 (再就職支援コース)	事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し、再就職援助計画を作成し、民間の職業紹介事業者(再就職支援会社)を活用して、再就職を実現させた事業主	【再就職支援】 委託費用の1/4～4/5 【休暇付与支援】 日額5,000円～8,000円 (上限180日) 【職業訓練実施支援】 訓練実施費用の2/3 (上限30万円)	都道府県労働局 ハローワーク
労働移動支援助成金 (早期雇入れ支援コース)	再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用することが確実である事業主	【早期雇入れ支援】 1人あたり30～100万円 【人材育成支援】 Off-JT支給額(1人あたり) 賃金助成: 900～1,100円/時間 経費助成: 上限30～50万円 OJT支給額(1人あたり) 実施助成: 800～1,000円/時間	都道府県労働局 ハローワーク

### 能力開発を行ったとき

人材開発支援助成金 (特定訓練コース)	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練を行った事業主	【賃金助成】 380～960円/時間 【訓練経費助成】 実費相当額の30%～60% 【OJT実施助成】 380～840円/時間	都道府県労働局
------------------------	---	--	---------

## 助成金一覧

助成金名	対象者	助成額	取扱機関
人材開発支援助成金 (一般訓練コース)	職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練を行った事業主	【賃金助成】 380～480円/時間 【訓練経費助成】 実費相当額の30%～45%	都道府県労働局
人材開発支援助成金 (教育訓練休暇付与コース)	教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を利用して行う訓練を行った事業主	30～36万円	都道府県労働局
人材開発支援助成金 (特別育成訓練コース)	有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主	【Off-JT賃金助成】 475～960円/時間 【Off-JT訓練経費助成】 訓練時間に応じた額 (上限7～30万円) 【OJT訓練実施助成】 665～960円/時間	都道府県労働局
人材開発支援助成金 (建設労働者認定訓練コース)	①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主 ②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主	①の場合 補助対象経費の1/6 ②の場合 4,750～6,000円/日	都道府県労働局
人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)	雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた中小建設事業主	【経費助成】 対象費用の9/20～9/10 【賃金助成】 6,650～9,600円/日	都道府県労働局
人材開発支援助成金 (障害者職業能力開発コース)	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する事業主	【施設設置費】 対象費用の3/4 【運営費】 対象費用の3/4～4/5	都道府県労働局

### 職場環境を整備したとき

業務改善助成金	事業所内の最も低い時間給が1,000円未満の労働者がいる事業所で、申請コースに定めた引き上げ額以上に引き上げた中小企業事業主	業務改善費用の7/10～4/5 (上限50～100万円)	都道府県労働局
両立支援等助成金 (再雇用者評価処遇コース)	妊娠・出産、育児または介護を理由とし退職した者が、就業が可能となったときに復帰できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主	【再雇用1人目】 14.25～24万円 【再雇用2～5人目】 9.5～18万円	都道府県労働局
両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)	女性活躍促進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「取組目標」等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取り組みを実施して「取組目標」を達成した事業主	【加速化Aコース】 28.5～36万円(中小企業:目標達成) 【加速化Nコース】 28.5～60万円(サイトに公表)	都道府県労働局
両立支援等助成金 (事業所内保育施設コース)	労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主	設置費用の1/3～2/3 (上限1,500～2,300万円) 運営費用の1年目～5年目 乳幼児1人あたり年額34～45万円 (上限1,360～1,800万円) 増設・立替費用の1/3～41/2 (上限750～2,300万円)	都道府県労働局

## 助成金一覧

助成金名	対象者	助成額	取扱機関
人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入等による雇用管理改善を行い、離職率の低下に取り組んだ事業主	目標達成:57~72万円	都道府県労働局
人材確保等支援助成金 (介護福祉機器助成コース)	介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて、離職率の低下に取り組んだ介護事業主	【機器導入助成】 対象費用の25% (上限150万円) 【目標達成助成】 対象費用の20~35% (上限150万円)	都道府県労働局
人材確保等支援助成金 (介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)	労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備を通じて、離職率の低下に取り組んだ介護・保育事業主	【制度整備助成】 50万円 【目標達成助成】 第1回:57~72万円 第2回:85.5~108万円	都道府県労働局
人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)	生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した事業主	【制度整備助成】 50万円 【目標達成助成】 80万円	都道府県労働局
人材確保等支援助成金 (設備改善等支援コース)	生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善(賃金アップ等)と生産性向上を実現した事業主	【雇用管理改善計画期間1年】 計画達成:50万円 上乗せ:80万円 【雇用管理改善計画期間3年】 計画達成: 1年後 50~100万円 2年後 50~150万円 3年後 80~200万円	都道府県労働局
人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース【建設分野】)	①人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主 ②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主	①の場合 第1回:57~72万円 第2回:85.5~108万円 ②の場合 1人あたり年額6.65~8.4万円 (最長3年間)	都道府県労働局
人材確保等支援助成金 (若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース【建設分野】)	若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主	対象経費の9/20~3/4	都道府県労働局
人材確保等支援助成金 (作業員宿舎等設置助成コース【建設分野】)	①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主 ②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主	①の場合 対象経費の2/3 ②の場合 対象経費の3/5~3/4	都道府県労働局
職場意識改善助成金 (時間外労働上限設定コース)	時間外労働の上限時間を適切に設定し、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主	対象経費の3/4~4/5 (上限50~150万円、休日加算額:25~100万円)	都道府県労働局

## 助成金一覧

助成金名	対象者	助成額	取扱機関
職場意識改善助成金 (勤務間インターバル導入コース)	労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ中小企業事業主	【休憩時間9時間以上11時間未満】 対象費用の3/4 (上限20～40万円) 【休憩時間11時間以上】 対象費用の3/4 (上限25～50万円)	都道府県労働局
職場意識改善助成金 (職場環境改善コース)	労働時間等の設定の改善により、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組んだ中小企業事業主	対象経費の1/2～3/4 (上限50～100万円)	都道府県労働局
職場意識改善助成金 (テレワークコース)	時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組んだ中小企業事業主	対象経費の1/2～3/4 (1人あたり上限10～20万円)	テレワーク相談センター
受動喫煙防止対策助成金	労働者災害補償保険の適用事業主であって、一定の基準を満たす禁煙室を設置するなどの措置を講じた中小企業事業主	喫煙室の設置等(工費、設備費、機械装置費等)の費用の1/2～2/3 (上限100万円)	都道府県労働局

青字は、2018年7月1日以降に新設されたもので

注) 記載の助成金は、2017年7月1日現在の法律に基づき作成したものです。新設や改定があれば都度変更するようになっていますが、場合によっては対応できていないことがあります。申請に際しては、取扱機関にて最新の内容をご確認下さい。

注) 解雇、労働保険料滞納や不正受給等により、新規に助成金を受けられない場合や受給中の助成金の返還を求められることがあります。